

「運輸安全マネジメントに関する取り組み」について

当社では、安全管理規程第17条に基づき、「輸送の安全に関する基本的な方針」及び、その他輸送の安全に係る情報を以下の通り公表し、全社員が一丸となって「輸送の安全・安心」の確保に向け、取り組んでまいります。

1. 輸送の安全に関する基本的な方針（安全管理規程第3条）

- (1)社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。
- (2)輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（Plan Do Check Act）を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

2. 輸送の安全に関する目標及びその達成状況

当社は、輸送の安全に関する目標として、年度毎に事故減件目標を設定し、目標達成に努めております。平成28年度は目標事故件数13件に対して、実績件数は19件となり、減件目標を達成することができませんでした。（平成27年度実績：22件）平成29年度については、未達となった平成28年度目標の13件を引き続き目標とし、事故減件に取り組んでまいります。

3. 事故に関する統計

平成28年度中に発生した自動車事故報告規則第2条に該当する事故：0件

4. 安全管理規程

当社では、「輸送の安全性向上」を図るべく、安全管理規程を定めております。

【安全管理規程の主な内容】

- (1)輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等
 - (2)輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制
 - (3)輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法
- ※当社安全管理規程は以下をご覧ください。（当社ホームページ）

http://www.kaihin-bus.co.jp/data/pdf/safe_kitei.pdf

5. 輸送の安全に関する教育及び研修計画

当社では、輸送の安全に関する目標を達成するため、全乗務員を対象に年2回の研修を開催し、安全（関係法令や危険予知など）・接遇に関する講義を実施しております。

また、交通安全運動期間など、定期的に管理職による街頭指導、点呼視察を実施しております。

さらに、運行管理者を対象に、京成グループバス事業者の点呼視察を実施するなど、全社員の安全意識の高揚を図っております。

6. 輸送の安全に関する取り組み

(1) デジタルタコグラフ

全車両（乗合57両・貸切2両）に導入しております。【導入率100%】

(2) ドライブレコーダー

全車両（乗合57両・貸切2両）に導入しております。【導入率100%】

(3) バックアイカメラ

平成28年度は41両に導入いたしました。【導入率98.3%】

(4) 貸切バス事業者安全性評価認定

当社は、公益社団法人日本バス協会より、安全に対する取り組みが優良な貸切バス事業者として「貸切バス事業者安全性評価認定制度」の「一つ星」認定を受けております。

なお、平成29年度は同制度の「二つ星」の認定申請をおこなう予定です。

(5) 適性診断の実施

全乗務員が、3年に1度のペースで独立行政法人自動車事故対策機構が実施している適性診断を受診しております。

【平成28年度受診者数】

① 適性診断 29人

② 初任診断 5人

③ 適齢診断 2人

合 計 36人

以 上